

くらしの安心情報

情報ファイル NO.16

平成 19 年 5 月 10 日

独居の母が高額な布団類を次々と購入、さらに現金もだまし取られたようだ！

被害内容

【相談者 50 代男性 契約者 70 代女性】

一人暮らしの母は、ある訪販業者から高額な布団などを次々と購入し、さらには見知らぬ男から「当時の担当者は退職し、布団も不良品なので100万円返金させる。そのために50万円の前払いが必要。」などと言われ、現金を渡していたことが判りました。母は以前から認知症気味で判断力が不十分であり、預金も少なくなり信販の返済も不能な状況です。どうしたらいいでしょう……？ (県東部)

対処方法

これは、判断能力不十分な高齢者が次々販売の被害にあったケースです。

- ・ 購入分については、契約書類の再確認と本人の判断能力等を勘案しながらどこまで中途解約できるかがポイントなので、早期に医療機関で受診されることを勧めました。
- ・ 現金渡しの分については、明らかに詐欺とされます。このような場合は、最寄りの警察署に相談してください。
- ・ 今後の対策としては、成年後見制度の検討も必要です。また、家族や地域の見守りを強め、早期の発見に努めることも大切です。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談・金融相談)